２０１３年度基本協約・協定改訂交渉の集約にあたって

本部は本日10時、2013年度基本協約・協定改訂交渉を集約し、基本協約と議事録について、会社に妥結を通告しました。集約にあたり、全組合員をはじめ他労組組合員の皆さまより、ご支援をいただいたことに感謝を申し上げます。

本部は、今次交渉について、①労使関係、基本協約・協定の改善 ②出向に関する協約・協定の改善 ③労務管理の是正　④人事賃金制度の改善 ⑤一方的休日出勤解消、年休完全取得 ⑥運輸系統の社員運用等の改善 ⑦出向先の労働条件改善 ⑧60歳定年の延長 ⑨専任社員の雇用に関する協約の改善 ⑩安全確立 ⑪職場諸要求を柱とした要求を８月９日『申第７号』、22日に追加申し入れとして『申第９号』の合計169項目の要求を会社に提出しました。

交渉は８月22日の第１回団体交渉からスタートし、９回の団体交渉を行いました。本部は組合員の切実な要求について粘り強く議論を進めましたが、会社は私たちの要求に対して真摯に向き合うことはなく、一方的な主張、解釈を繰り返すという、一貫して不誠実な態度に終始しました。また、会社は９月６日の第５回団体交渉の席上、「懲戒等に関する基本協約等の条文の改訂」を提案しましたが、本部はこの提案について「懲戒の基準の変更である」「交渉日程が強引・拙速だ」として『申第15号』を申し入れました。これに基づき、９月13日に団体交渉を開催し、会社から「懲戒の範囲を変えるものではない」「今まで懲戒の対象行為ではなかった事象を懲戒の対象とすることはない」とする回答を引き出し、懲戒の基準が変らないことを確認しました。

９月19日、会社は第８回団体交渉で最終回答を示しました。回答内容は「協約等の改訂に関する事項」として、①専任社員の保存休暇の使途拡大 ②検修作業手当の支給要件の変更 ③懲戒等に関する基本協約等及び就業規則の条文の改訂 ④契約社員及び臨時社員の雇用契約期間の一部変更、「制度等の改正に関する事項」として、①専任社員継続雇用希望調査の見直し ②ハートフル東海の充実 ③制服（車両・技術）の見直し ④若年層の健康管理の充実 ⑤名古屋セントラル病院における肺ドックの利用補助というもので、他にはこれまで年度初53歳で行っていた専任社員への希望調査を、55歳で専任社員への案内を行うとする「基本協約改訂に関する議事録確認（案）」が示されました。私たちの要求からすれば、専任社員が契約解除により退職する場合に５日の保存休暇を取得できるという回答は、保存休暇の使途拡大という点で一歩前進を勝ち取ったといえます。しかし、私たちが要求の柱とした労使関係の改善、労働条件の改善等について、会社は何ら応えることはありませんでした。

本部は最終回答について、組合員の要求に全く応えていないことから持ち帰り検討とし、９月19日『申第17号』として再申し入れを行いました。これに基づき９月27日に第９回団体交渉を開催しましたが、会社が組合員の要求を解決しようとする姿勢は微塵もありませんでした。本部は全ての項目で対立を確認すると共に不満を表明し持ち帰り検討としましたが、これ以上の前進を勝ち取ることは困難と判断し、今次交渉について集約することとしました。

本部は今次交渉を集約しますが、現状を肯定したわけではありません。組合員の要求に全く応えず、リニア中央新幹線建設に突き進む会社の姿勢にＪＲ東海労組合員のみならず他労組組合員からも不安と不満の声が噴出しています。こうした否定的な現状を変えていくために、本部はその最先頭で闘っていくことを明らかにして、今次基本協約・協定改訂交渉集約の見解といたします。

２０１３年９月３０日
ＪＲ東海労働組合中央本部